

## 条例を制定する理由

東日本大震災以降、私たちは、「生きるために必要なエネルギー」と「良好な自然環境・住環境」の両方を安定的かつ持続可能な形で確保できることが、人間らしく生きていく上で不可欠な権利であることを学びました。そして時に、これが確保できないが故に、重篤な被害が生じる例も目の当たりにしてきました。しかしそうした局面でも、我々一人ひとりの小さな助け合いが大きな公共的活動につながり、社会による救済の一助となることを実感しました。

「環境文化都市」を目指す当市は、いち早く、この権利の重要性と脆弱性を重く受け止め、当地で育まれてきた協働の風土を背景に、こうした市民の権利と地域の環境を、様々な協働を通じて守っていくための条例を新たに制定します。再生可能エネルギー資源が多く賦存する当市の自然条件下においては、市民の権利と地域環境が権利として守られながら、地域資源の利用が環境調和的かつ公共的に利用される地域社会を目指さなければなりません。

条例には、市民が主体となり、地域住民の協働により、地域に賦存する再生可能エネルギー源を利用して行われる公共的事業を市が支援するため、協働のルールや様々な支援策を規定します。

## 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例原案

### 1 条例の目的

様々な飯田市民による協働に立脚して、地域に賦存する再生可能エネルギー源を環境共生的かつ持続可能な形で市民自ら活用し、エネルギーとして利用していくことは飯田市民の権利であり、そのために必要な市の政策を定めることにより、地域のエネルギーの自立性と低炭素化を促進し、もって持続性のある地域づくりに資することを目的とします。

### 2 再生可能エネルギー

この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 太陽光を利用して得られる電気
- (2) 太陽光を利用して得られる熱
- (3) 風力を利用して得られる電気
- (4) 水力発電設備を利用して得られる電気
- (5) バイオマス（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条第1号に規定するバイオマスをいいます。）を利用して得られる燃料、熱又は電気

### 3 飯田市が市民に保障する「新しい環境権」の内容等

- (1) 地域に賦存する再生可能エネルギー源による恩恵は、第一義的には飯田市民が浴すべきです。飯田市民は各々の合意に基づいてこれを優先的に利用する権利を有します。
- (2) 地域に賦存する再生可能エネルギー源の利用は、今ある環境及び市民の暮らしと調和的であり、持続可能なものであるべきです。飯田市民はこうした調和的環境の下に生存していく権利を有します。
- (3) 市は、地域住民が自ら前(2)に掲げるエネルギー源を利用して公共的事業を実施しようとする場合には、政策的支援をします。

#### 4 「新しい環境権」を保障するために市長が行う施策の内容

##### (1) 補助制度の整備

地域住民の信頼や絆を深め、再生可能エネルギー源を開発する側とエネルギーとして利用する市民の側との間の良好な関係を創り出し、安定的な需給関係を構築します。このために、必要な補助制度を予算の範囲で整備します。実際の制度は、市長が別に定めます。

##### (2) アドバイス機能及び信用力の賦与機能を有する支援組織の設置

金融機関や投資家の市場資金が再生可能エネルギー活用事業（以下「事業」といいます。）に円滑に投資され、初期費用を調達しやすい環境を整えることで、地域住民による事業参入を優先的に支援し、地域の再生可能エネルギー源が地元で効果的に利用できるようにします。このために、事業の公益性、安定運用性、資金調達の円滑化等に関する技術的アドバイス機能や、事業に対する市場の信用力の賦与機能を市長が担うこととし、その審査を行う公的組織を市の附属機関として設置し、この条例で定めます。

##### (3) 事業参入者の適格要件等のルール化

参入のあった事業の公共性を確保するため、条例における参入者を「公共的団体」として、地方自治法第157条により市長がその活動について関与できる仕組みとすることで、提供されるサービスに公共性を備えさせ、及び地域に公共的なメリットをあまり生じさせない事業者を支援対象から排除できるようにします。具体的内容は市長が別に定めます。

##### (4) 行政財産を活用した公共的事業の支援のルール化

地域住民が行政財産を利用して事業を実施しようとする場合、「公共用」といえる用途の事業であれば行政財産の性格のまま利用が可能となるため、(2)で述べた公的機関で公共性を認定し、地域住民が行う事業を支援していきます。

#### 5 市民に対し、市の施策への協力を求める内容（全て努力規定）

- (1) 公民協働による事業の意義を理解し、エネルギーの需要家として、可能な限り地域で生み出された再生可能エネルギーを利用してください。
- (2) 事業により産み出されたエネルギーは地元で利用されることを理解し、市が設置した支援組織が適正と評価した事業については、可能な限り協力してください。

#### 6 事業者に対し、市の施策への協力を求める内容（全て努力規定）

- (1) 公民協働による事業の意義を理解し、可能な限り、エネルギーの供給家として発電に取り組むほか、需要家として地域で産み出された再生可能エネルギーを利用し、地域における事業の運営に関わってください。
- (2) 公民協働の枠組みに積極的に参画し、再生可能エネルギーは地域資源であることを自覚して公共的サービスの担い手となってください。

#### 7 支援組織の設置に関すること

- (1) 支援組織を市の附属機関として設置する旨
- (2) 組織の目的及び所掌事務

事業に参入しようとする者は、案件を市長に申請し、支援組織は市長の諮問を受けて、概ね次のアからカまでの事項について審査をし、市長に答申します。市長は、答申の

あった内容を公示します。

ア 参入する者が具備する公共性の審査

イ 参入する者による事業の継続的かつ安定的運営の可能性の審査

ウ 参入する者による事業のプロジェクトに対する資金調達条件、市場への与信に関する審査

エ 参入する者が行政財産を利用して事業を行おうとする場合の妥当性

オ 情報収集とその一元化、発信

カ その他事業推進支援

(3) 委員の選任条件及び定数

ア 専門的知見を有する者を市長が選任。一般公募は行わない。

イ 当面、定数を 15 人とするが、付議される案件によって追加選任する。

(4) 会長等の役職とその所掌権限

(5) 市長の答申尊重義務

市長は、支援組織から答申のあった内容を尊重するものとします。

(6) 答申の結果を市長が公示すること。

## 8 基金の設置に関すること

(1) 支援組織が適切と審査した事業については、事業者が必要な初期費用について、無利子で貸付けを行います。そのための財源を、地方自治法上の基金として設置します。

(2) 一般的な基金条例に準拠し、以下の規定を置きます。

ア 貸付けの対象となるのは、支援組織が適当と認めた公共的事業とすること。

イ 貸付金の充当可能経費は、建設事業発注に必要となる調査経費とすること。

ウ 積立金の額及び必要に応じて追加積立できる旨

エ 返済の方法 など。

## 9 条例の施行

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。